

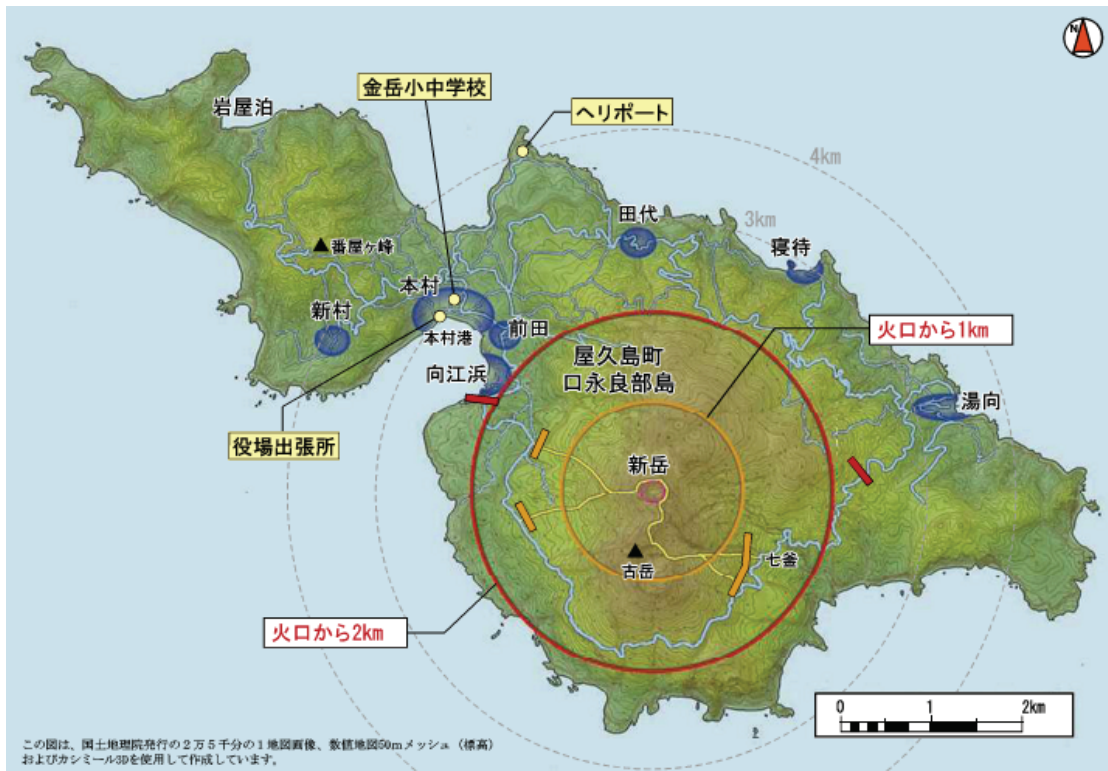
図 口永良部島の爆発的噴火前後の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」



図 口永良部島の爆発的噴火による火砕流下痕と倒木の状況

(出典) 福岡管区気象台火山監視・情報センター・鹿児島地方気象台「平成27年（2015年）の口永良部島の火山活動」



- 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。
  - レベル5（避難）：危険な居住地域からの避難
  - レベル4（避難準備）：警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。
  - レベル3（入山規制）：火口から概ね2km以内の立入禁止 ○の範囲内
  - レベル2（火口周辺規制）：火口から概ね1km以内の立入禁止 ○の範囲内
  - レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて火口内への立入規制等。
- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>—：一般道</li> <li>—：登山道</li> <li>●：新岳火口</li> <li>○：居住区域</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>—：レベル3の規制箇所</li> <li>—：レベル2の規制箇所</li> </ul> |
|--|--|
- この図は口永良部島防災情報図（鹿児島県地域防災計画）を元に屋久島町等と調整して作成しています。  
 ■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については屋久島町にお問い合わせください。

図 口永良部島の噴火警戒レベル設定状況

（出典）気象庁「口永良部島の噴火警戒レベル」

## ②避難状況

爆発的噴火に伴う噴火警報の発表、噴火警戒レベル5（避難）への引き上げを受け、屋久島町は、爆発的噴火発生から16分後の5月29日10時15分、口永良部全島に対し、島外への避難勧告を発令、その5分後の10時20分に発令した避難勧告を避難指示へ切り替え、平成12年の三宅島噴火以来、15年振りに全島避難となった。

島民119名中、島外に滞在していた1名を除く118名と来島者19名の計137名はそれぞれ、町営フェリー、海上保安庁巡視船「さつま」、漁船、鹿児島県防災ヘリにより、屋久島の避難所等へ避難した。

避難先として、屋久島島内に屋久島町福祉センター「縄文の苑」、屋久島町宮之浦公民館、屋久島町老人憩いの家の3箇所の避難所が開設され、42世帯69名が避難したほか、その他の住民については、親戚・知人宅、ホテル等に避難した。町が設置した避難所には、町職員を2名ずつ配置し管理を行ったほか、保健師、ケアマネージャー、看護師を派遣し避難所を巡回、避難者の健康状態の管理・把握を行った。

その後、平成27年10月21日、気象庁が警戒区域を火口西側約2.5kmの範囲に切り替えを行ったことを受け、平成27年12月25日10時00分に口永良部島全域に出されていた避難指示が一部地域を除いて解除された。さらに、平成28年6月14日18時、噴火警戒レベルが5（避難）から3（入山規制）へ引き下げられたことを受け、屋久島町は、口永良部島前田地区（7世帯15人）に出していた避難指示を6月25日午前10時をもって解除し、噴火に伴う避難指示が約1年1ヶ月ぶりに全て解除されることとなった。

表 避難方法別にみた避難者数の内訳

避難者数		避難方法別内訳	町営フェリー	鹿児島県 防災ヘリ	海上保安庁 巡視船「さつ ま」	保有漁船	島外滞在
島民	119名		106	3 ※うち2名はけ が人・体調不良 者	6	3	1
来島者	19名		19	—	—	—	—

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について（平成 27 年 5 月 30 日 16 時 00 分現在）」より作成

表 避難先別の避難者数の内訳

避難先	避難者数
屋久島町福祉センター	25名
屋久島町宮之浦公民館	18名
屋久島町老人憩の家	26名
その他親戚・知人宅、ホテル等	69名

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について（平成 27 年 5 月 30 日 16 時 00 分現在）」より作成

### ③被害状況

ライフライン施設には大きな被害はなかったものの、噴石散乱の影響により、本村地区と湯向地区を結ぶ町道が通行不能となった。

## (2) 災害後の主な経過

屋久島町では、火山災害対策本部を設置するとともに、島民に対し避難指示を発令した。

県では、火山活動の活発化を受け平成26年8月3日に災害警戒本部を設置しており、平成27年5月29日の爆発的噴火を受け、これを災害対策本部に移行した。また、自衛隊への災害派遣要請を行うとともに、災害救助法適用を決定した。

国は、爆発的噴火発生直後に官邸対策室を設置し情報収集を行うとともに、緊急参集チームによる協議を行い、内閣府情報先遣チーム・政府調査団を派遣し、政府現地連絡調整室を屋久島町に設置した。また、対応について各省連携で協議するため、関係省庁からなる災害対策会議を開催した。

表 災害後の主な経過（鹿児島県・屋久島町・政府の主な取組）

年	月日	鹿児島県・屋久島町の対応	政府の対応
平成 27年	5月29日	09:59 爆発的噴火発生	
		10:07 町災害警戒本部を災害対策本部に移行 (災害警戒本部は昨年8月11日に設置)	10:07 官邸対策室設置
		10:07 県災害警戒本部を災害対策本部に移行	
		10:15 町避難勧告発令	10:37 緊急参集チームによる協議開始
		10:20 町避難指示への変更発令	
		10:30 町から県に対し、防災ヘリの出動要請	11:00 内閣府情報先遣チームを屋久島町へ派遣 政府調査団を県へ派遣 関係省庁災害対策会議第1回開催
		10:40 県から陸上自衛隊第8師団に対し、自衛隊への災害派遣要請	11:45 首相会見 16:00 関係省庁災害対策会議第2回開催 16:30 政府現地連絡調整室を屋久島町に設置
	— 災害救助法適用を決定		
	5月30日		17:00 関係省庁災害対策会議第3回開催
	6月1日		17:00 関係省庁災害対策会議第4回開催
	6月3日		— 災害救助法説明会開催
	6月5日		16:00 関係省庁災害対策会議第5回開催
	6月11日		15:50 関係省庁災害対策会議第6回開催

(出典) 内閣府「口永良部島の噴火状況等について（平成27年6月19日13時00分現在）」、鹿児島県「口永良部島新岳の噴火による被害状況」、屋久島町「口永良部島新岳噴火に伴う経過について」より作成



## 2. 災害復興施策事例の索引表

201501	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置							
施策 1: 被災状況等の把握							
施策 2: 災害廃棄物等の処理					【20150101, p215】 (屋久島町)	→	
1.2 計画的復興への条件整備							
施策 1: 復興体制の整備			【20150102, p216】 (屋久島町)	→			
施策 2: 復興計画の作成					【20150103, p216】 (屋久島町)	→	
施策 3: 広報・相談対応の実施							
施策 4: 金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建							
施策 1: 緊急の住宅確保							
施策 2: 恒久住宅の供給・再建							
施策 3: 雇用の維持・確保							
施策 4: 被災者への経済的支援							
施策 5: 公的サービス等の回復				【20150104, p217】 (屋久島町)	→		
2.2 安全な地域づくり							
施策 1: 公共施設等の災害復旧							
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備							
施策 3: 都市基盤施設の復興					【20150105, p217】 (屋久島町)	→	
施策 4: 文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策 1: 情報収集・提供・相談							
施策 2: 中小企業の再建							
施策 3: 農林漁業の再建							

### 3. 災害復興施策事例

#### 【20150101】 災害廃棄物等の処理（屋久島町）

##### ①実施概要

- ・ 口永良部島新岳の爆発的噴火に伴い、噴火による降灰のほか、全島避難となった期間中の大雨・台風等の二次災害により、一部家屋では損壊、腐食、床下浸水、度重なる停電による家電故障等の被害が生じた。
- ・ これを受け、町では、被災島民の精神的・金銭的負担を軽減するとともに、衛生環境の早期回復、全島避難解除後の円滑な復旧・復興を支援するため、噴火災害及びこれに伴う二次災害に起因して発生した廃棄物については、町が処理することとした。
- ・ ただし、島内には廃棄物処理施設が立地していないことから、島外搬出計画を策定し対応を行った。

##### ②処理方針

- ・ 島内には廃棄物処理施設が立地していないことを踏まえ、仮置場を設置し、仮置場に全ての廃棄物を集約し、総量を把握することとした。仮置場への搬入にあたっては、町の指示する分別方法に従って搬入し、全ての災害廃棄物の搬入が完了後、町営船にて屋久島へ搬出、町の処理施設にて処分するとともに、特定家庭用機器については県内指定引取所へ搬入し、家電リサイクルを実施することとした。

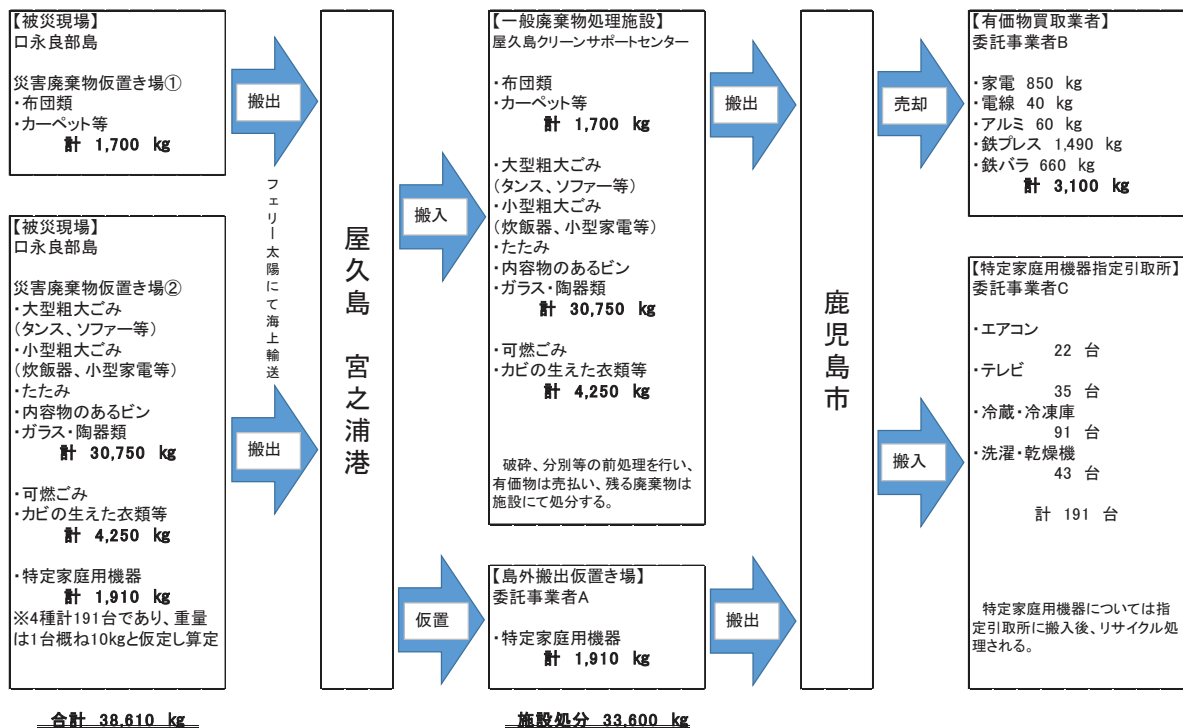


図 災害廃棄物の処理フロー

(出典) 屋久島町資料

##### ③外部機関との役割分担

- ・ 仮置場は私有地を借り受けることで、島内2箇所に確保し、平成27年12月8日から仮置場を設置、災害廃棄物の回収を実施した。災害廃棄物の処理にあたっては、一部を民間業者に委託して実施し、翌平成28年9月30日に仮置場として借りていた私有地の返還を行い、災害廃棄物処理を完了した。

表 災害廃棄物処理実施上の役割分担

町直営で実施した事項	事業者にて委託して実施した事項
○仮置場の設置 ○災害廃棄物の仮置場～廃棄物処理施設までの海上輸送（町営船の活用） ○家電リサイクル券の購入 ○災害廃棄物の処理 ○災害廃棄物中の有価物売買	○仮置場内の災害廃棄物の分別・整理 ○災害廃棄物の仮置場～廃棄物処理施設までの陸送運搬 ○特定家庭用機器の宮之浦港から指定引取所までの陸送及び海上輸送

（出典）屋久島町資料

### 【20150102】 復旧・復興体制の構築（屋久島町）

- ・ 噴火災害からの応急復旧・復興に関する取組を迅速かつ円滑に推進していくための復興計画を策定するとともに、関連する事業を企画・立案・推進していくため、「口永良部島噴火災害復興対策本部（以下、「復興対策本部」）」を設置した（平成 27 年 9 月 25 日）。
- ・ 復興対策本部は、本部長を副町長、副本部長を総務課長、事務局を総務課消防交通係 2 名とし、庁内関係各課長のほか、鹿児島県、警察、消防団長、被災地区区長ら 28 名の復興対策本部委員で構成された。

### 【20150103】 復旧・復興計画の策定（屋久島町）

- ・ 先の復興対策本部が策定主体となり、被災者の完全帰島を見据え、生活の中・長期的な復興への道筋を示すことを目的として、「口永良部島噴火災害復興計画」を策定した（平成 27 年 10 月）。
- ・ 計画の策定にあたっては、地区懇談会を開催し、住民の意見・意向を可能な限り詳細に把握し、計画に反映させた。
- ・ 計画期間は概ね 10 年程度と設定され、平成 37 年度を復興の目標達成年度と位置づけ、それまでの期間を「復旧（原状回復）」「再生（通常機能）」「発展（災害を糧にした進化）」の 3 段階に区分し、誰もが一度は訪れてみたい火山の島「口永良部島」を目指すこととされた。
- ・ 被災者の生活支援と被災地復興を最優先に取り組むための緊急重点事項として、12 の項目が指定されるとともに、①環境・生活・衛生・廃棄物、②保健・医療・福祉、③経済・商工・観光・雇用、④農業・林業・水産業、⑤公共土木施設、⑥教育、⑦防災・安全・安心の 7 つの施策分野ごとに実施すべき取組が整理された。

表 口永良部島噴火災害復興計画における緊急重点事項の内容

(1) 被災者の生活支援 環境改善（間伐・除草・薬剤散布等） 住宅再建支援（住宅状況調査・計画・改修等） 応急仮設住宅の建設や公的・民間住宅の供給（前田・寝待地区等） 被災者の心のケア (2) 公共土木施設とライフラインの早期復旧 道路・港湾・上下水道・電気・ガス・通信の復旧 道路・海岸・河川施設等の応急復旧や浸水対策 (3) 行政機能の回復 業務基盤の復旧、まちづくりの支援 (4) ごみ・産業廃棄物の処理 焼却処分や島外への搬出計画の作成及び移動処理 (5) 教育環境の確保 学校等施設の復旧、人的体制の回復強化、児童生徒の各種支援、安全確保 (6) 保健・医療・福祉の確保 被災者の健康の確保、医療・医薬品の提供体制の整備 高齢者・障害者等の支援 (7) 雇用・生活資金の確保 雇用維持回復の支援、被災者の生活資金の確保 (8) 農林水産業の初期復興 農林水産業生産基盤の回復
--



事業再開への支援・安定した供給体制の構築

(9) 商工業の復興

商店・金融等総合的な経営の機能回復

安定した供給体制の構築

(10) 安全安心の地域づくり

消防防災機能の回復、防災施設（避難所・ヘリポート等）の早期完成

防災計画の見直し

住民・来島者への安全確保宣言と普及啓発

(11) 復興を支える財源・制度・連携の構築

災害を踏まえた新たな財源の確保に向け国・県等のさまざまな機関に対して強く要請します。

（災害復興交付金・特別交付税等）

迅速かつ確実な情報が得られる機器の整備、機器管理機能の強靱化を図る。

(12) その他

被災者の持出車両・日用品等の持ち帰り対策

風評被害対策

（出典）屋久島町「口永良部島噴火災害復興計画～地域の絆 新たな道 さらなる発展～」（平成 27 年 10 月）

### 【20150104】被災者の心のケア対策（屋久島町）

#### ①保健師の定期訪問による心のケア対策（全島避難時）

- ・ 全島避難で避難所に避難した住民や、その後仮設住宅に入居し避難生活を送っている住民を対象として、いつまで継続するか分からない避難生活への不安等に伴う体調不良を予防する観点から、県及び町の保健師等が定期的に巡回訪問を行い、体調管理を行うとともに、生活実態の把握や生活上の不安等についての聞き取りを実施した。
- ・ 結果を書面で取りまとめ、懸念事項がある人については「要フォロー者」として抽出し、重点的な対策が取られた。

#### ②帰島後の継続的なフォローの実施

- ・ 帰島完了後においても、生活の大きな変化を受けたことによる体調不良等の懸念があったことから、必要に応じて各世帯を訪問し、ケア活動を継続している。

### 【20150105】複数復旧工事の工程調整及び安全確保対策（屋久島町）

#### ①「口永良部島工事安全連絡協議会」の設置による安全確保対策

- ・ 口永良部島では、全島避難後に発生した大雨及び台風災害等による被害の爪痕も大きく、複数箇所において重機やトラックを搬入しての復旧工事を並行して実施する必要があった。
- ・ このため、工事従事者の安全性を高めるとともに、島内の交通事故対策等の観点から、工事の請負事業者によって組織される「口永良部島工事安全連絡協議会」を設置し、交通安全対策、労働災害対策、新岳噴火時の安全対策等について複数の請負事業者間で共有することで、安全確保対策に努めた。

#### ②複数工事に係る要員及び工程調整

- ・ 島には宿泊施設が少なく、工事作業員の受入人数に限りがあったほか、残土置場にも限りがあることから、資材の海上運搬荷役時期、作業車両通行に伴う安全確保、作業員宿泊施設、残土置場の設置等について、工事を所管する町関係各課（総務課、建設課、農林水産課）及び県林務水産課、屋久島事務所建設課にて調整を行った。
- ・ これにより、レベル2の時点から、レベル3に上がった場合を想定し、避難対象エリアに立地する別荘や宿舍等に対し、連絡先を収集し連絡網を作成するとともに、避難先を確保する等、早期からレベル2、3への移行を見据えた対応が可能となった。



事例コード | 201502

2015年（平成27年） 箱根山大涌谷噴火警戒レベル上昇による影響

# 1. 災害の概要

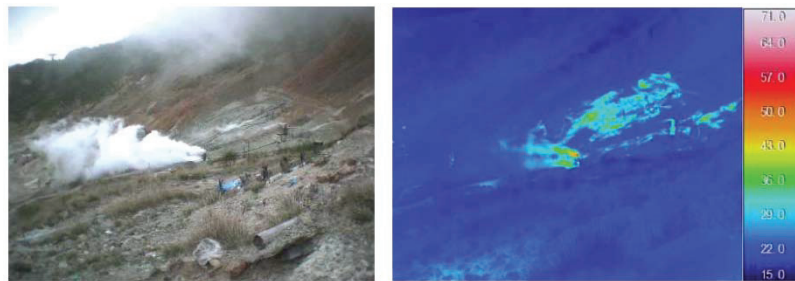
## (1) 被害の概要

### ①箱根山火山活動の活発化と噴火警戒レベルの引き上げ

平成 27 年 4 月上旬頃から箱根カルデラ全体が膨らむ山体膨張が見られるようになり、4 月下旬からは火山性地震が頻発し、箱根町湯本で震度 1 を観測する地震が 3 回発生したほか、火山活動に関連する地殻変動も観測された。こうしたことから、大涌谷周辺に影響を及ぼす小規模噴火の発生可能性が高まっていると判断され、5 月 6 日 6 時に火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 1（平常）から 2（火口周辺規制）へと引き上げられた。

さらにその後、6 月 29 日には火山性微動が発生するとともに、大涌谷北～北東にかけて最大約 1.2km の範囲で降下物が確認された。また、大涌谷において新たな噴気孔が確認され、この周辺で火山灰の堆積による盛り上がり確認されたほか、ロープウェイ大涌谷駅付近で降灰が確認された。これらの状況を踏まえ、30 日 12 時 30 分、火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 2（火口周辺規制）から 3（入山規制）へと引き上げられた。

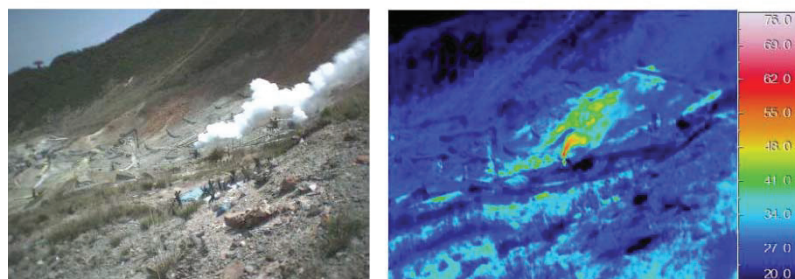
7 月以降、火山性地震は減少し、地殻変動も停滞、9 月 11 日には火口周辺警報が発表され、噴火警戒レベルが 3（入山規制）から 2（火口周辺規制）へ、11 月 20 日には噴火予報が発表され、噴火警戒レベルが 2（火口周辺規制）から 1（活火山であることに留意）に引き下げられ、火山活動は収束した。



2015 年 5 月 4 日 09 時 03 分 撮影



2015 年 5 月 5 日 15 時 11 分 撮影



2015 年 5 月 8 日 11 時 23 分 撮影

図 大涌谷周辺の状況及び地表面温度分布

(出典) 気象庁「火山活動解説資料（平成27年4月）」

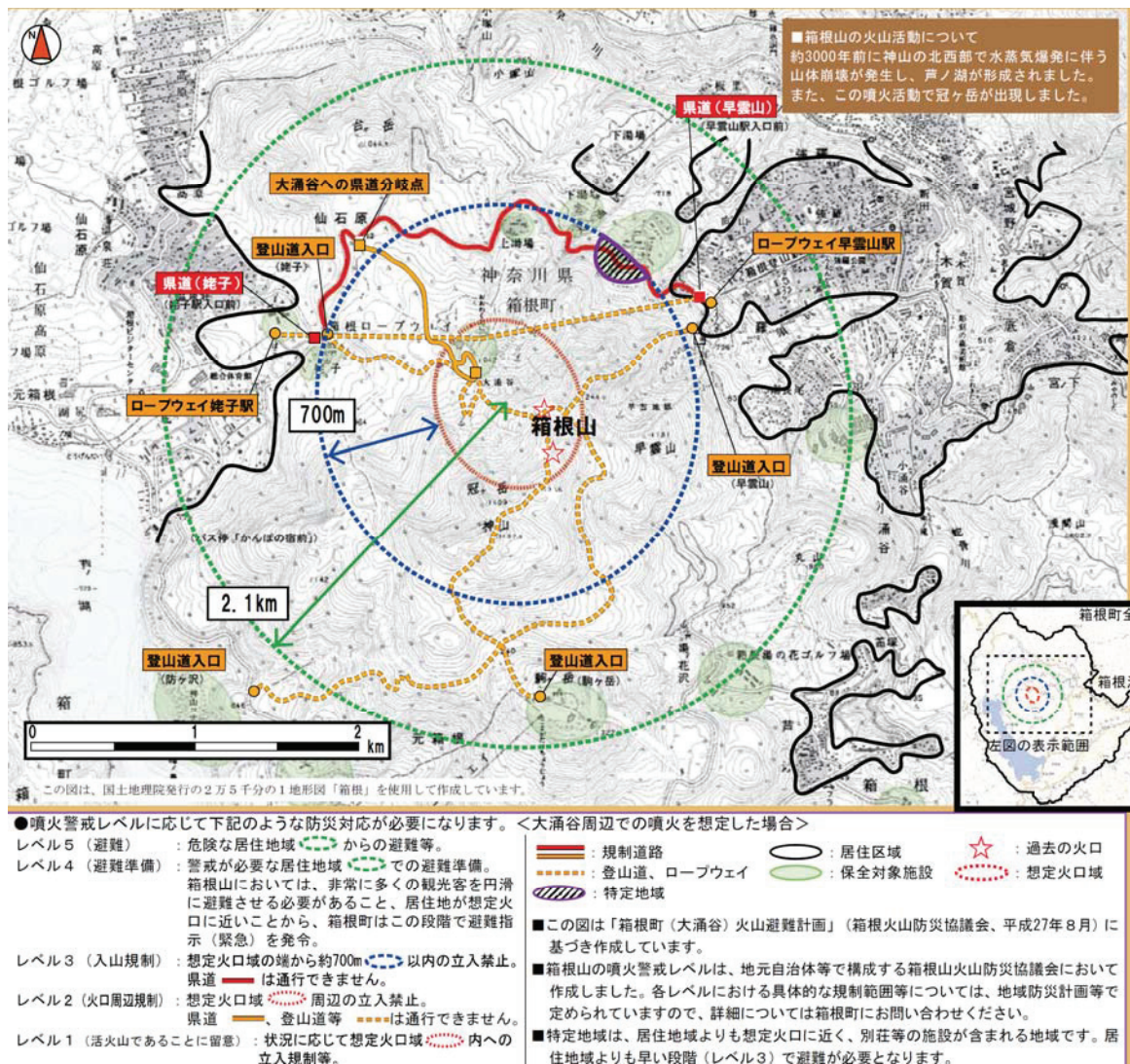


図 箱根山 噴火警戒レベルと規制範囲

（出典）気象庁「箱根山の噴火警戒レベル」

## ②避難状況

6月30日噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを受け、午後12時半から避難を開始した。

避難対象地域の建物数は32棟、居住者数は35人であったが、対象地域には宿泊施設や事業所等が立地していたことから、避難者数は54人となった。54人全員の避難が完了したのは同日午後9時過ぎである。

避難にあたっては、防災行政無線のほか、広報車による連絡、各戸訪問、事前に作成していた連絡網に基づく電話連絡等を行い、避難を促した。

表 避難状況

		住居 (集合住宅を含む)	事業所	寮・保養所・ 宿泊施設等	別荘
建物数	32棟	4	1	15	12
居住者数	35人	22	—	13	—
避難者数	54人	18	20	16	0

（出典）箱根町資料

## (2) 災害後の主な経過

県では、噴火警戒レベル上昇に対応するため、関係市町、関係省庁、地元観光事業者等からなる「箱根火山防災協議会担当者会議」を定期的に開催した。また、適切な情報発信のため、情報発信体制を強化した。

町では、噴火警戒レベル上昇に伴う立入規制の周知、メディア対応、避難指示・避難誘導のほか、関係各所への説明会等を実施した。

また、国では、4月末の小規模噴火を受け、首相官邸の危機管理センターに情報連絡室を設置した。

表 神奈川県・箱根町における対応状況

噴火警戒レベル	日時	対応状況
レベル1	4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県（温泉地学研究所、災害対策課、観光課）及び箱根町のホームページにより注意喚起</li> <li>箱根火山防災協議会担当者会議開催（神奈川県・箱根町）</li> </ul>
	5月4日 AM5:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>大涌谷自然研究路の閉鎖、大涌谷周辺のハイキングコースを閉鎖</li> </ul>
	5月4日 AM7:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原警察署パトカーによる付近の警戒開始</li> </ul>
レベル2	5月6日 AM6:00	【噴火警戒レベル2に引き上げ】
	5月6日 AM6:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>【立入規制】</li> <li>箱根町が大涌谷周辺に避難指示を発令し、火口周辺の立ち入りを禁止</li> </ul>
	5月6日 AM6:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>【立入規制】</li> <li>大涌谷へつながる県道734号について、県道735号との交点から大涌谷までの区間を、県土木事務所小田原土木センターと小田原警察署が通行止め</li> <li>箱根ロープウェイ(株)が桃源台から早雲山間の全線を運休</li> <li>大涌谷湖尻自然探勝歩道の姥子から大涌谷までの区間を県自然環境保全センターが閉鎖</li> </ul>
	5月6日 AM8:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報】</li> <li>記者発表（箱根町）</li> </ul>
	5月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報】</li> <li>立入規制の情報を県及び町のHPで発信</li> <li>知事及び町長のメッセージをHPに掲載</li> </ul>
	5月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>【広報】</li> <li>県の特設ページ、フェイスブック、ツイッターを開設し、規制地域が箱根のごく一部であることや箱根の観光情報などを発信</li> <li>環境省インターネット自然研究所「箱根・大涌谷」の静止画をリンク掲載（HP）</li> <li>旅行・観光関係団体あて、正確な情報発信及び会員への周知を依頼</li> <li>県の情報を一元的に分かりやすく発信するため、広報統括官を選任</li> </ul>
	5月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>県自然環境保全センターのカメラによる大涌谷のライブ映像の配信を開始（HP）</li> <li>特設ページの英語版を掲載</li> </ul>
	5月16～17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>【観光PR】</li> <li>外国籍県民や観光客等に対し、不安を払拭し、観光をアピールするため、「あーすフェスタかながわ2015」や「かながわフェア in MARK IS」で、観光PRを実施（神奈川県）</li> </ul>
レベル3	6月30日 PM00:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>【噴火警戒レベル3に引き上げ】</li> <li>【立入規制】</li> <li>県道734・735号 早雲山駅～姥子間通行止め</li> <li>帰省エリア内の住民等に避難指示・避難誘導を実施し54名が避難</li> </ul>
	7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定</li> </ul>
	8月6～25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内5地域住民、観光協会、公共交通機関に対し、噴火警戒レベル4・5を見据えた避難計画に関する説明会を開催</li> </ul>

（出典）神奈川県「箱根山の火口周辺警報（噴火警戒レベル2）について」、箱根町資料を元に作成



## 2. 災害復興施策事例の索引表

201502	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備				
1.1 復興に関連する応急処置				
施策 1: 被災状況等の把握				
施策 2: がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策 1: 復興体制の整備	●	【20150201, p225】 (箱根町)	→	
施策 2: 復興計画の作成				
施策 3: 広報・相談対応の実施	●	【20150202, p225】 (箱根町)	→	
施策 4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策				
2.1 すまいと暮らしの再建				
施策 1: 緊急の住宅確保				
施策 2: 恒久住宅の供給・再建				
施策 3: 雇用の維持・確保				
施策 4: 被災者への経済的支援				
施策 5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり	●	【20150203, p225】 (箱根町)	→	
施策 1: 公共施設等の災害復旧			●	→
施策 2: 安全な市街地・ 公共施設整備			●	→
施策 3: 都市基盤施設の復興			●	→
施策 4: 文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策 1: 情報収集・提供・相談				
施策 2: 中小企業の再建			●	→
施策 3: 農林漁業の再建				



### 3. 災害復興施策事例

#### 【20150201】 復旧・復興体制の構築（箱根町）

○庁内の体制構築

- ・ 特別な体制構築はしていないが、地域防災計画に則り、観光客・住民も含め避難・誘導は総務防災課が実施し、観光情報の周知は観光課で実施し、適切な役割分担のもと実施した。

○「箱根火山防災協議会」による官民連携体制の構築

- ・ 「箱根火山防災協議会（以下、「協議会」）」は、箱根町長を会長、神奈川県西地域県政総合センター副所長を副会長として平成 26 年 7 月に組織され、構成員は県の関係部署をはじめ、近隣市町、関係省庁、地元事業者で構成された（事務局は箱根町）。なお、その後、平成 28 年 2 月に活動火山対策特別措置法第 4 条に基づく「箱根山火山防災協議会」へ改編された（会長：県知事、副会長：箱根町長、事務局：神奈川県）。
- ・ 協議会では、御嶽山噴火災害に際し、同様の被害を未然に防ぐため、「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」を作成し、訓練を実施した。
- ・ また、火山活動活発化に伴い、4 月末以降、担当者会議を緊密に開催し、立入規制エリアの検討、各機関の対応等について検討を行った。
- ・ さらに、噴火警戒レベルが 3 に引き上げられた 6 月 30 日以降、担当者会議を週に 1 回の頻度で開催し、噴火警戒レベル 4、5 を見据えた対策を取りまとめた「箱根山（大涌谷）火山避難計画」を策定した。

表 箱根火山防災協議会の構成員

○神奈川県	○気象庁	○環境省
○箱根町	○国土交通省	○農林水産省
○民間事業者（箱根町観光協会、箱根温泉旅館ホテル協同組合、箱根町寮保養所団体協議会）	○防衛省（陸上自衛隊）	
	○神奈川県警	
	○近隣市町（小田原市、南足柄市、真鶴町、湯河原町、御殿場市）	

（出典）箱根火山防災協議会「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」（平成 27 年 3 月）

#### 【20150202】 災害情報の発信（箱根町）

- ・ 火山活動が活性化した 4 月末頃から、町のホームページや防災行政無線、町メールマガジン、データ放送、エリアメール、広報誌、看板の掲示等を活用し、火山活動状況と町の対応状況について、情報提供を行った。
- ・ 防災行政無線では、午前・午後定期的に交通規制箇所（通行止めの情報等）を広報した。
- ・ マスコミからの問い合わせが殺到したことを受け、定例記者会見を行うこととし、マスメディアを通じて全国に情報発信した。当初は毎日実施していたが、情報が少なくなるに従い、週に 1 回等、頻度を落として開催した。
- ・ マスコミ関係者が殺到し、駐車場を含めてマスコミ関係者で溢れ、一時町役場は混乱状態となった。
- ・ また、課題となったのは多言語による情報発信である。箱根町は訪日外国人旅行者が多いことから、日本語、英語、中国語、韓国語の 4 ヶ国語での情報発信を行った。

#### 【20150203】 マスメディアへの対応力強化（箱根町）

##### ①報道による観光産業への影響と課題

- ・ 気象庁が学術的総称である「箱根山」という名称を使用したこと等により、「箱根地域全体が危ない」ということが印象づけられてしまい、結果として、前年度比で観光客が約 2 割減少することとなった。観光事業者と連携しながら、どうすれば観光客の減少を食い止められるかを協議しながら対策を実施してきた。
- ・ マスメディアへの対応で苦慮したのは、従来から関係のある新聞だけでなく、ワイドショーや週刊誌等、多種多様なメディア関係者が押し寄せたことである。言葉尻を捉えられ、勝手にイメージが作り上げられるといったこともあったことから、事業者組合の対応方針として、個別にインタビュー等に応じないこととし、統一見解を観光事業者の代表者が情報提供するという形態とした。

## ②課題を踏まえた情報提供マニュアルの策定

- ・ 地方創生交付金を活用し、「箱根元気プロジェクト」を展開した。本プロジェクトにおいて、噴火災害対応に係る報道対応上の課題検証を行うとともに、情報発進力強化のためのトレーニング・訓練、模擬記者会見を実施したほか、今回の課題及び対応方策を取りまとめ、主にマスメディアへの対応を行う企画課・防災課・観光課で有事の際の「危機管理広報マニュアル」を策定した。

## 【20150204】関係機関と連携した避難体制の構築（箱根町）

### ①住民や観光客の避難誘導マニュアルの作成

- ・ 平成 26 年の御嶽山噴火災害を契機として、関係機関と連携して住民や観光客の避難体制を構築するため、「箱根火山防災協議会」担当者会議において検討を行い、「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」を策定した（平成 27 年 3 月）（協議会の詳細は②を参照）。
- ・ マニュアルでは、「観光客や住民等の命を守るための対策を最優先する」ことを基本方針として、これまで対応が定められていなかった噴火警戒レベル 1 時点での対応を具体化し、レベル 2 に上がるまでに実施すべき対応を明確化した。
- ・ これにより、レベル 2 の時点から、レベル 3 に上がった場合を想定し、避難対象エリアに立地する別荘や宿舎等に対し、連絡先を収集し連絡網を作成するとともに、避難先を確保する等、早期からレベル 2、3 への移行を見据えた対応が可能となった。

表 噴火警戒レベル別の措置内容

<p>① 大涌谷周辺規制（避難指示）【噴火警戒レベル 1～3】 箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、大涌谷周辺の立入りを規制する。</p> <p>② 自然研究路等立入規制（避難指示等）【噴火警戒レベル 1】 箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、自然研究路及び登山道の立入りを規制する。</p> <p>③ 防災行政無線等による注意喚起（避難準備情報）【噴火警戒レベル 1】 箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、防災行政無線、エリアメール、広報車等による注意喚起を行う。</p> <p>④ ホームページ等による注意喚起【噴火警戒レベル 1】 箱根町は、火山協議会・園地協議会と協力して、ホームページ等による注意喚起を行う。</p>
---

（出典）箱根火山防災協議会「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」（平成 27 年 3 月）

## ②噴火警戒レベル 4、5 を見据えた避難計画の策定

### ○策定経緯

- ・ 噴火警戒レベルの上昇を見据え、6 月上旬頃に県から職員が派遣され、県と町が連携して噴火警戒レベル 4 及び 5 を見据えた避難計画の素案作成に着手した。
- ・ 素案作成後、7 月に箱根火山防災協議会担当者会議で協議し、案を固めたうえで、8 月 6 日以降、地域住民、観光協会、公共交通機関等に対し、噴火警戒レベル 4 及び 5 の避難計画の内容について、説明会を開催した。
- ・ 説明会では、主に住民からより現実的な避難ルートについて具体的な意見が寄せられた。
- ・ これらを踏まえ、8 月 26 日に開催した協議会で計画の承認を得た。

### ○計画概要

- ・ 避難計画では、避難の方法を一次～三次まで設定している。また、突発的噴火時の避難行動・応急活動を噴火警戒レベル別／避難対象別／実施機関別に整理した。

表 避難の考え方（三段階避難）

- ①一次避難【屋内待避】
- 避難対象地域内に噴火が発生した場合、最寄りの鉄筋コンクリート造建造物への避難
- ②二次避難【避難対象地域からの離脱】
- 車両等を活用した一次避難場所から避難対象地域外への避難
- ③三次避難【町内・町避難所への移動】（住民は避難所、観光客は最寄主要駅）
- 二次避難場所から箱根町内の被災していない地域または近隣2市7町への避難

(出典) 箱根火山防災協議会「箱根山（大涌谷）火山避難計画」（平成 27 年 8 月）等をもとに作成

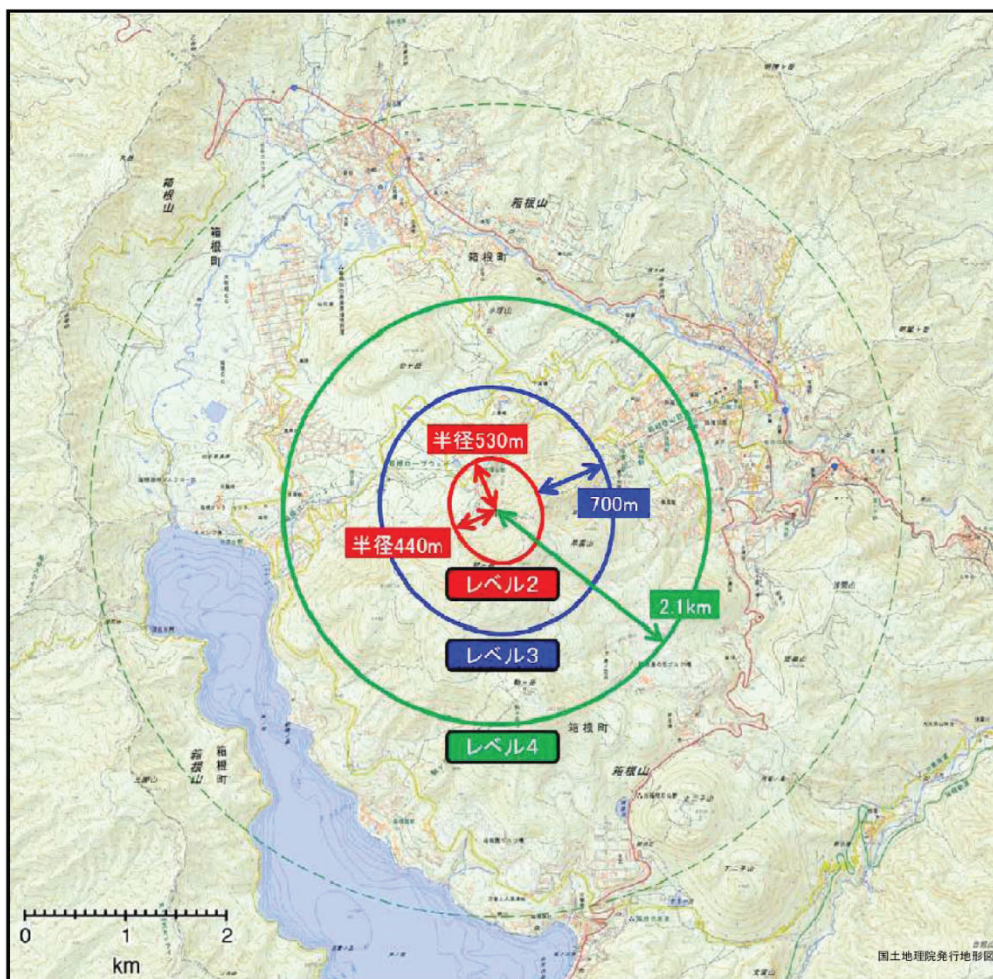


図 噴火警戒レベル別の避難対象地域図

(出典) 箱根火山防災協議会「箱根山（大涌谷）火山避難計画」（平成 27 年 8 月）

表 噴火警戒レベル別の避難対象地域

噴火警戒レベル	避難対象地域
レベル2	大涌谷周辺(半径 440m~530m)の楕円のエリア（想定火口域）
レベル3	想定火口域の端から 700m(半径 1,140m~1,230m)の楕円のエリア
レベル4・5	想定火口域の中心から半径 2.1km の正円のエリア
レベル5（マグマ噴火）	想定火口域の中心から半径 4km の正円のエリア

(出典) 箱根火山防災協議会「箱根山（大涌谷）火山避難計画」（平成 27 年 8 月）